

相模原市監査委員公表第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき相模原市畜産振興協会を、及び同条第5項の規定に基づき環境経済局経済部農政課を監査したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年11月1日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 古 内 明

同 桜 井 はるな

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査及び同条第5項の規定に基づく財務監査

2 監査の実施日程

(1) 事務局による監査手続

令和3年7月2日から同年10月27日まで

(2) 監査委員による監査実施日

令和3年10月28日

3 監査の対象

(1) 財政援助団体

相模原市畜産振興協会(以下「畜産振興協会」という。)

(2) 市所管課

環境経済局経済部農政課(以下「農政課」という。)

(3) 対象年度

令和2年度及び令和3年度

(4) 畜産振興協会に対する財政援助の状況

補助金名称 相模原市畜産振興協会事業費補助金

令和2年度確定額 37,423,197円

令和3年度交付決定額 36,625,000円

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
<p>(1) 財政援助団体 市からの財政援助に係る出納 その他の事務</p>	<p>① 補助金の申請及び報告が適正に行われないリスク</p> <p>② 補助金に係る出納事務が適正に行われないリスク</p> <p>③ 補助金が交付対象事業に適切に充当されないリスク</p>	<p>ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。</p> <p>イ 補助金等交付申請書の提出並びに補助金の請求及び受領は適時に行われているか。</p> <p>ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。</p> <p>エ 出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。</p> <p>オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。</p> <p>カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。</p> <p>キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p> <p>ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。</p>
<p>(2) 市所管課 監査対象団体 に対する財政援助に係る財務に関する事務</p>	<p>① 補助金の交付目的が達成できないリスク</p> <p>② 補助金の交付決定、算定及び支出が適正に行</p>	<p>ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。</p> <p>イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。</p> <p>ウ 補助金に関する条件の内容は明</p>

	<p>われないリスク</p>	<p>確か。</p> <p>エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。</p> <p>オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。</p> <p>カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。</p> <p>キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。</p>
--	----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、畜産振興協会及び農政課に次の方法を用いて調査を実施した。なお、調査に当たっては、公認会計士の専門的知見を活用した。

(1) 書面調査

必要書類が作成され、適切に記載されているかについて、次の書面等を確認した。

- ア 監査対象団体 各種規程類、出納整理簿、予算執行伺兼支出書 等
- イ 市所管課 補助金等交付決定通知書、支出負担行為書、支出命令書、精算命令書、補助事業等実績報告書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) 現地調査

令和3年8月18日に畜産振興協会事務局(農政課内)において、現金等の管理状況について調査を実施した。

(4) ヒアリング

令和3年10月7日に畜産振興協会の事務局長、農政課長等に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

6 畜産振興協会の概要

(1) 所在地

相模原市中央区中央2丁目11番15号

(2) 沿革

昭和41年5月31日 社団法人相模原市畜産物価格安定基金協会設立

平成6年4月1日 社団法人相模原市畜産振興協会へ改称

平成24年12月1日 相模原市畜産振興協会設立

平成25年3月31日 社団法人相模原市畜産振興協会解散

平成25年4月1日 相模原市畜産振興協会事業開始

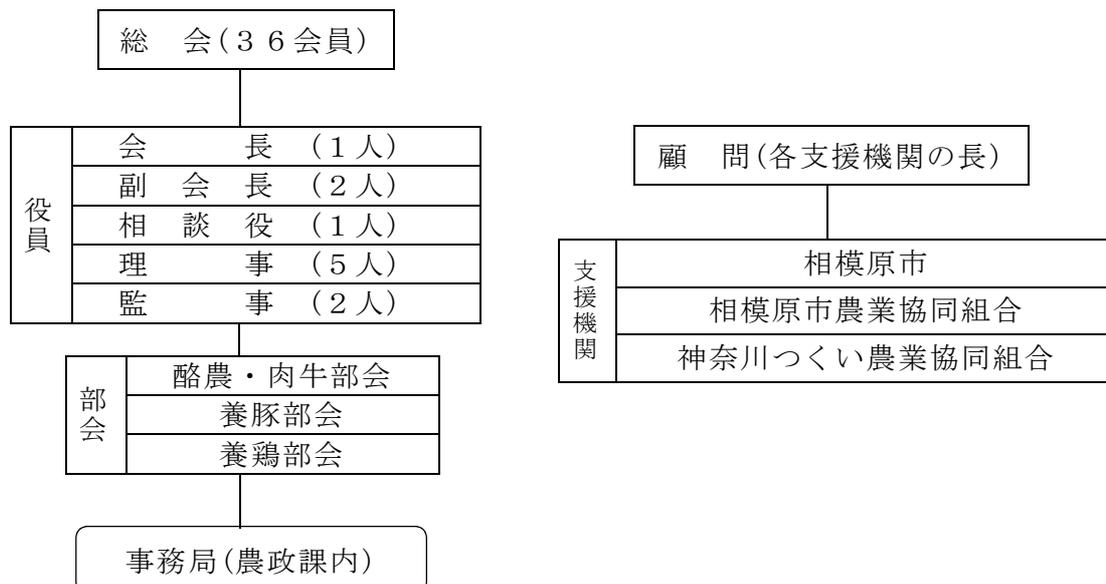
(3) 目的(相模原市畜産振興協会規約(以下「規約」という。)第2条)

相模原市内における畜産振興及び畜産物生産者の経営安定に資するため、畜産の総合的事業展開と地場畜産物の消費拡大に寄与すること及び行政等が実施する家畜防疫事業、畜産環境衛生事業に協力することを目的とする。

(4) 事業(規約第3条)

- ア 畜産経営安定対策に関する事業
- イ 畜産環境保全対策に関する事業
- ウ 堆肥生産流通に関する事業
- エ 畜産啓発に関する事業
- オ 家畜改良増殖に関する事業
- カ その他目的を達成するために必要な事業

(5) 組織(令和3年9月1日現在。財政援助団体作成資料に基づき作成)



(6) 収支の状況

区 分	収 入	支 出	市補助金額 (収入に占める割合)
令和3年度予算	39,086,000円	39,086,000円	36,625,000円(93.7%)
令和2年度決算	39,920,928円	38,745,411円	37,423,197円(93.7%)

第2 監査の結果

畜産振興協会が行った市からの財政援助に係る出納その他の事務及び農政課が行った畜産振興協会に対する財政援助に係る財務に関する事務について、監査基準及び令和3年度財政援助団体等監査(第1期)実施計画に基づき監査した限りにおいて、次の事項を除き、おおむね良好と認められた。

農政課に対する注意事項

相模原市畜産振興協会事業費補助金交付要綱(平成19年4月1日施行)第2条は補助対象経費を「畜産経営安定対策に関する事業に要する経費」等の6項目とし、第3条は補助金の額を「予算の範囲内において、市長が必要かつ適当と認めた額」としている。

令和2年度補助金等交付申請書及び事業計画書等の附属資料を確認したところ、「家畜防疫対策事業」等の9事業を実施することとなっており、これらの事業に要する経費が、補助対象経費のいずれに当たるのかが明確には判別できなかった。このことは補助事業等実績報告書においても同様であった。

今後は、交付申請に当たり補助対象経費が分かりやすくなるよう品目を示すこと等について検討されたい。その上で、交付申請及び実績報告において補助対象経費を明確にするよう畜産振興協会へ示されたい。

また、この補助金は、市から畜産振興協会へ補助を行い、畜産振興協会が直接執行するだけでなく、市からの補助金を活用し、畜産振興協会が畜産団体等や農家に補助金を交付するいわゆる間接補助にもなっているが、間接補助について実績報告では補助金の交付先が確認できなかった。補助金の交付条件において畜産団体等や農家から畜産振興協会へ報告される事業の実績を市へ報告する旨を記載する等補助金の適正執行に努められたい。